

平成25年9月6日

(照会先)

国民年金部適用企画指導グループ長 山西 明彦

(電話直通 03-6892-0763)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

「国民年金の第3号被保険者期間の訂正のお詫びとお願い」 の送付遅延及び提出期限の誤りについて

1 事象

日本年金機構では、過去2年前より前に3号被保険者不整合期間を有する方に対し、本年6月、種別変更の届出の「お知らせ」をお送りしました。これについて、札幌西年金事務所において送付漏れがあり、内容を確認しないまま8月末に送付したため、お客様にお願いする届出の提出期限を過ぎて「お知らせ」をお送りしたことが判明しました。

該当のお客様には、ご迷惑ご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

2 対応

誤った「お知らせ」をお送りしたお客様にお詫び状を送付するとともに、提出期限の変更をお知らせし、改めて必要な手続きをお願いいたします。(別添)

もともとの提出期限までに届出いただけなかったことによるお客様の不利益はございません。

3 原因等

札幌西年金事務所において、「お知らせ」の発送の確認不徹底により未送付のまま保管され、気が付いて送付する際に「お知らせ」の内容点検を怠ったことから、提出期限の過ぎている「お知らせ」を送付したものです。送付遅延となった「お知らせ」件数は956件です。

※ このプレスリリースは、厚生労働省内の厚生労働記者会、厚生日比谷クラブ、労政記者クラブ、並びに道政記者クラブに同時にお知らせしています。

平成25年9月〇日

〇〇 〇〇 様

日本年金機構札幌西年金事務所長

「国民年金の第3号被保険者期間の訂正のお詫びとお願い」
の送付遅延及び提出期限の誤りについて（お詫び）

日頃から公的年金事業の運営に対して、ご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、日本年金機構ではお客様の国民年金記録を確認し、記録の訂正が必要となる国民年金の第3号被保険者期間がある方に対し、「国民年金の第3号被保険者期間の訂正のお詫びとお願い」（以下「お知らせ」といいます。）をお送りしております。

このたび、本年6月に作成したお知らせに送付漏れがあり、内容を確認しないまま提出期限を過ぎているお知らせを8月末にお送りしてしまいました。

お客様には、大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

原因は、当所において発送の確認不徹底によりお知らせが未送付となり、その後送付する際に内容点検を怠ったことから、提出期限を過ぎているお知らせを送付してしまったものです。

今後は、このようなことが生じないように、業務の点検や職員の指導徹底を図るなど再発防止に向け細心の注意を払ってまいりますので、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

先にお送りしましたお知らせは、お客様の年金記録を正確に管理するため種別変更の届出をお願いするものであり、将来の年金が低額になったり受給資格を失ったりしないために必要な特定期間該当届の手続きにつながるものです。

つきましては、大変恐れ入りますが、先にお送りいたしましたお知らせにあります被保険者記録をご確認のうえ、届出用紙により、平成25年9月20日までにご提出いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

なお、すでに提出がお済みの場合は、行き違いとなりますのでご理解を賜りますとともに、ご不明な点等がございましたら当所までお問い合わせください
ますようお願いいたします。

また、お知らせでご案内しました、ねんきんネットのアクセスキーは、今月
末までご利用いただくことができますので念のため申し添えます。

(お問合せ先)	札幌市中央区北3条西11丁目 日本年金機構札幌西年金事務所 国民年金課長 国民年金課 電話 011-271-1156
(受付時間)	月曜日 8:30~19:00 火~金曜日 8:30~17:15